10　その他

端末設備等規則第22条第２号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

第５　無線設備規則第49条の28に規定する方式のうち送信バースト長が５ミリ秒の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

１　基本的機能

⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。

⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

２　発信時の制限機能

発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。

３　送信タイミング

⑴　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の28の伝送設備(以下第５において「伝送設備」という。)から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±（Tb／32）／４の範囲であること。

㈱　Tbとは、有効シンボル長である。

４　ランダムアクセス制御

制御チャネル上で、上り信号を送出後、伝送設備から指定された時間内に確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。

５　送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。

６　その他

端末設備等規則第22条から第24条まで、第26条及び第27条に規定する機能と同等の機能を備えること。

第６　無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

１　基本的機能

⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。

⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

２　発信時の制限機能

発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。

３　送信タイミング

⑴　制御チャネルにおける標準送信タイミングは、無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第６において「伝送設備」という。)からの制御信号を受信した時点から2.5ミリ秒以上97.5ミリ秒以下であること。

⑵　通信チャネルにおける標準送信タイミングは､伝送設備からの通信用スロットを確定させ、かつ、次の時間の経過後に送信を開始するものとする。ただし、伝送設備からの通信チャネルを指定する信号を受信した後に送信を行う場合にあっては、指定された通信チャネルが空き状態であるとの判定を行った後に行うものであること。

ア　フルレートにあっては、2.5ミリ秒

イ　ハーフレートにあっては、7.5ミリ秒

ウ　クォーターレートにあっては、17.5ミリ秒

⑶　送信タイミングの許容偏差は、標準送信タイミングに対して±208ナノ秒の範囲であること。

４　ランダムアクセス制御

⑴　通信チャネルの指定の要求をする信号の送信は、伝送設備からの制御信号に同期して行うものであること。

⑵　通信チャネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒以内に通信チャネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャネルを使用して情報の送信を行うものであること。

⑶　伝送設備からの通信チャネルを指定する信号が受信できなかった場合又は通信チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通信チャネルが空き状態でないとの判定を行った場合にあっては、不規則な遅延時間の後に⑴以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は10回を超えてはならない。

５　タイムアラインメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

６　送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。

７　端末固有情報の変更を防止する機能

⑴　端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

⑵　端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

⑶　端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

８　その他

端末設備等規則第22条から第24条まで及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

別表第六号　その他インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末

インタフェースの種類	電気的条件等
ＩＴＵ－Ｔ勧告 Ｖ．28	端末設備の送出電圧は、３～７ｋΩの負荷抵抗に対して15Ｖ以下
ＩＴＵ－Ｔ勧告 Ｖ．10／Ｖ．11	端末設備の送信側出力端子間における開放電圧は、12Ｖ以下
ＩＴＵ－Ｔ勧告 Ｇ．703（1.544Mb／s）	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して3.7Ｖ（０－Ｐ）以下
ＩＳＯ標準8802－３ Section７ （ＡＵＩ）	端末設備の送出電圧は、73Ω／83Ωの負荷抵抗に対して1,315mＶ（０－Ｐ）以下
ＩＳＯ標準8802－３ Section14 （10ＢＡＳＥ－Ｔ）	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ）以下